

登記所備付地図作成作業の流れ

旭川地方法務局

<p>5月から 6月</p>	<p>1 一筆地調査の立会い ★1回目の立会い</p> <p>土地所有者(又は代理人)の方に現地で立ち会っていただき、隣の土地との筆界の位置を示していただきます(境界杭の位置などを現地で作業担当者へお知らせください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 立会いの日程は、二週間前までに文書でお知らせします。 ▼ 作業担当者は、「旭川地方法務局」と書かれたベストを着用します。 ▼ 現地調査を法務局に任せて、立会いを省略することもできます。 	  <p>※ベストを着用します</p>
<p>6月から 7月</p>	<p>2 一筆地測量</p> <p>1の【一筆地調査】で確認した各土地の筆界の位置(境界杭の位置など)を測量します(測量費用は国で負担します。)</p>	
<p>7月から 8月</p>	<p>3 地図の原案の作成</p> <p>2の【一筆地測量】の結果や公的な資料などを基にして、新たな「登記所備付地図」の原案を作成します。</p>	<p>〈地図の原案〉</p> 
<p>8月</p>	<p>4 復元測量</p> <p>3で作成した「登記所備付地図」の原案に基づき、現地において各土地の筆界点に目印(筆界保全標など)を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 筆界保全標とは、対象となる土地の筆界の確認を行った際に、その筆界点を現地において明らかにするために、法務局が現地に設置する予定の金属プレート等の呼称 ▼ 筆界保全標が設置できない場合は、マーカーなどを使用します。 	
<p>9月から 10月</p>	<p>5 測量結果確認のための再立会い ★2回目の立会い</p> <p>土地所有者(又は代理人)の方に現地に立ち会っていただき、4で設置した目印など(筆界点の位置)を確認していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 立会いの日程は、二週間前までに文書でお知らせします。 ▼ 確認した筆界点の位置で承諾される場合は、処理票に記入をお願いします(図面の確認のみで承諾する場合は、現地立会いを省略できます。) ▼ 承諾いただけない場合は、「筆界未定」として処理されます(地図に、隣の土地との筆界線を描画することができません。) 	<p>〈筆界未定〉</p> <p>(筆界未定地)</p> <p>1-1 1-2 + 1-3</p> <p>※境界線が描画できない</p>
<p>9月から 10月</p>	<p>6 面積計算・地図(原図)作成</p> <p>5の2回目の立会調査完了後、各土地について筆界点の座標値による面積計算を行い、新たに法務局へ備え付ける「登記所備付地図」の原図を作成します。</p>	<p>〈地図の原図〉</p> 
<p>11月</p>	<p>7 縦覧・異議申立て</p> <p>6で作成した「登記所備付地図」の原図と各土地の面積の一覧表を土地所有者の皆様に縦覧していただきます。縦覧において異議申立てがなければ、縦覧していただいた内容で確定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 所有者の方へ案内文書を送付します。出席は任意です。 	
<p>1月から 3月</p>	<p>8 職権登記</p> <p>7の縦覧終了後、法務局に、新たな「登記所備付地図」と一筆の土地ごとの地積測量図を備え付けるとともに、調査の結果、地目や面積が合わない土地については、登記官が職権で更正登記を行います。</p>	<p>〈地図〉</p> <p>〈登記簿〉</p> <p>〈地積測量図〉</p> 